

平成30年度  
提案・要望書

平成31年1月29日

津市長 前 葉 泰 幸 様

津商工会議所  
会頭 岡 本 直 之

我が国の経済情勢は、堅調な世界経済を追い風に比較的順調に推移しているものの、世界的には反グローバリズムの動きや、米中の貿易戦争、また国内においては、深刻な人手不足、人口減少に伴う市場の縮小、そして消費税増税による影響など、先行きは決して油断できない状況にあります。殊に、世界景気が停滞し、企業業績に悪影響を及ぼすとの警戒感も高まってきており、今まで続いてきた景気の拡大局面は転換期に差し掛かっていると言われるようになってきました。

津市においては、平成30年4月から10年間の計画期間で、「笑顔があふれ幸せに暮らせる県都津市～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～」を将来像として津市総合計画基本構想第2次基本計画をスタートされました。また、一昨年10月にオープンしたサオリーナを中心とする津市産業・スポーツセンターには、この1年間で51万人を超える方々が来場され大盛況であります。

このような中、当会議所は、今年度、設立125周年を迎え、これまでの会議所の先達による商工業の総合的な改善発達への取組に対し、敬意と謝意を表するとともに、会員のますますの発展及び会員相互のより活発な交流を図り、今後の地域の更なる振興へとつなげる趣旨から、会員大会の開催のほか、女性会主催の講演会や会員ゴルフ大会を開催し、また各部会等では見学会や講演会など、趣向を凝らした記念事業を実施し、平成31年3月には「ふれあいフェスタ」を開催する予定としております。

また、定住人口・交流人口の増加に係る支援や、伴走型支援の推進など「お役に立つ商工会議所」、「寄り添い、アシストする商工会議所」、「行動する商工会議所」の活動方針の下、今年度は初めて津市職員との人事相互交流を実施し、連携・協働をより深めるなど、各種事業の推進に努めてまいりました。

さらに、津市においては、当会議所の要望に対し、今年度、早々に応えていただき、「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税（償却資産）の特例措置について、その課税標準を3年間「ゼロ」にするなどの対応を頂きましたことには、厚くお礼申し上げる次第であります。

さて、今後の事業経営にあっては、人手不足等への取組として、IT・IoTの活用やロボットなどによる生産性の向上に取り組むとともに、女性、高齢者などの多様な人材を活用していく必要があります。さらに、地元出身や大都市圏在住の若者を呼び込み、定着させるような仕組や取組も整えていかなければなりません。

当会議所としても、事業承継など事業者が抱える諸問題に対し、伴走型の支援を行うなど、的確な経営サポートと各種支援を実施し、元気な企業づくりに貢献することはもとより、行政機関等とも連携・協働を図り、最大の成果を得るために地域の特性等を活かした活動に取り組むことが重要であると考えます。

つきましては、当会議所にあっては、津市と一層連携を深め、協働して津のまちの発展のために努めていく所存でありますので、以下の諸点について提案・要望をするとともに、その実現に向けて格段の御配慮をお願い申し上げます。

# 目 次

1	定住人口・交流人口の増加	
(1)	官民一体となった観光振興の展開・推進について	1
(2)	土地利用の在り方について	1
(3)	用途地域及び都市計画道路の一部の見直しについて	1
(4)	U・I・Jターンの促進について	2
(5)	障がい者雇用の促進及び早期離職防止について	3
2	女性の社会進出、子育て及び次世代育成	
(1)	女性の社会進出及び子育て支援について	3
(2)	各種検定事業の普及・促進について	4
3	防災等	
(1)	地域強靱化について	4
(2)	災害時の各行政機関における連絡調整等及び要請対応について	4
(3)	緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化等に対する救済措置について	5
4	社会貢献活動	
	津まつりへの補助金等の支援について	5
5	中小企業・小規模事業者への支援事業の推進	
(1)	市内商工業者への優先発注について	5
(2)	入札・契約制度の見直し・是正について	6
(3)	主任技術者等の常駐確認について	7
(4)	人材不足対策に向けたIT・IoT等の推進について	7
(5)	キャッシュレス決済の普及について	8
6	まちの活性化支援の推進	
(1)	商店街等の空き店舗に係る活性化対策について	8
(2)	津インターチェンジ周辺地区を始めとする新都心軸の振興について	9
7	まちの魅力の向上に係る連携の推進	
(1)	屋外型の公認スポーツ施設の設置・整備について	10
(2)	中勢バイパスの渋滞緩和及び関連道路の整備について	10
(3)	垂水交差点付近の渋滞緩和対策について	10
(4)	藤方交差点付近の渋滞緩和対策について	11
(5)	高茶屋小森交差点付近の安全対策について	12
(6)	県道津芸濃大山田線の東古河交差点の右折レーンと右折矢印信号機の設置 について	14

- (7) 環境対策等の推進による電気自動車等のインフラ整備について . . . . . 1 4
- (8) 阿漕駅南側踏切（J R 紀勢本線）に係る道路の立体交差化等と市内鉄道駅の踏切遮断時間の改善について . . . . . 1 4
- (9) 津の海岸の管理・保全について . . . . . 1 5

## 1 定住人口・交流人口の増加

### (1) 官民一体となった観光振興の展開・推進について

全国高等学校総合体育大会（インターハイ）始め、津市産業・スポーツセンター「サオリーナ」などで開催される競技大会等により、津市を訪れ、津市に宿泊する方々が増え、津市の観光スポットや見どころなどに関する問い合わせ等も増えてきています。このため、今年度、当会議所では、会員事業者に対し、津市内での観光について大いにPRをしていただきたく、津市内にある名所等を再認識するため、身近な名所等を観光バスで巡る「市内ちょこっと観光地等巡り」を開催し、大変盛況でありました。

また、サオリーナ等に車で訪れた人が、市内商店街や周辺観光地に足を運んでもらえるよう「ちょこっと観光 津（津インターチェンジ～津なぎさまち）」のパンフレットを作成し、最寄りの駅、ホテル、集客施設等30か所へ配布しました。

今後、2021年には、三重とこわか国体が開催される所であり、さらに津市を訪れる方々が増えると予想されます。

このため、津市や津市観光協会の作成・案内に係るパンフレットやホームページなどの、いわゆる一般的な観光情報に加えて、津市を訪れた方々に対しそれぞれ民間（企業）の立場からお勧め（提案）できる産業施設観光を含めた観光ルートや見どころを紹介したり、さらには専属のガイドによる案内が気軽に行い得る仕組み等、官民が一体となった観光振興の展開・推進を要望します。

### (2) 土地利用の在り方について

市街化区域への編入については、毎年継続して要望しているところですが、「人口フレーム方式」を基本とするため、人口が増加しない限り、対応しないとの回答を頂いております。

しかしながら、「人口フレーム方式」は、人口動態に土地の利用を合わせるものであり、これは人口減少時代における首長のリーダーシップによる将来も含めたまちづくりの構想・展開を萎縮させるものであります。

このため、少子高齢による人口減少時代であればこそ、その求められる、例えば「安全・安心なまちづくり」のほか、津市総合計画でも目標とされている「子どもたちの未来が輝くまちづくり」や「魅力と活力を生み出すまちづくり」などに応じた土地の的確かつ効果的な利用の在り方について、行政においてはもっと責任をもって考え、対応していくべきであって、また、このことをもって、地域そして津市を活性化させ、ひいては人口の増加にもつながると考えます。そのため、津市からの回答にある「人口フレーム方式」の適用、一辺倒の考えや対応については、門前での議論であり、改めて深く検討されるよう要望します。併せて人口増加に資する積極的な土地の利用についても、行政の責務として検討願います。

### (3) 用途地域及び都市計画道路の一部の見直しについて

津市における用途地域及び都市計画道路については、これまでも合理的で快適な生活環境のために相当の工夫がなされているところですが、一方、時の経過とともに環境の変化等もある中で、これに対応した津市としての将来像を視野に入れ、そのある

べき都市計画の推進に関し、次の2点について要望します。

ア 津駅周辺については、西口方面には広大な住宅街が展開されており、現在、津駅を中心とした商業地は、東西に完全に分離されており、東口方面の商業街に出るには、住民は狭い地下連絡通路を徒歩で往来せざるを得ない状況にあります。

また、現在西口方面にあつては、既存の商業地域が狭小であるため、ホテルやショッピング施設等の進出も、用途上困難な状況にあります。

このため、都市計画道路豊里八町線のうち、用途地域が住居地域となっている津駅西口交差点から、上津部田第1号線交差点までの当該都市計画道路の沿線両側のそれぞれ幅50mにわたった区域については、商業系の用途地域として見直していただきたく要望します。

イ 2018年（平成30年）8月から、懸案の通称近鉄道路（岩田川）に架かる津興橋の架け替え工事が開始され、2025年には、新、津興橋が完工される運びとなり、津市民にとっても多大な恩恵をもたらすものと期待されています。

しかしながら、せっかく新、津興橋として完成しても、その以南の道路（近鉄道路）にあつては、かつては電車道であり、そこを利用し国道23号に至るまでには、実に20本に及ぶ信号のない狭小な生活道路と交差し、交通上も危険な状態にあります。

このため、新、津興橋を約180m南進した所（現在、未整備の都市計画道路津海岸御殿場線に接続する箇所）から国道23号に至るまでの当該都市計画道路に係る部分について、可能な所から早期に着工されるよう要望します。

このことにより、津なぎさまち（空港アクセス）や、東海随一の津ヨットハーバーへの往来等が容易となり、また、津競艇場へのアクセス等もより便利となり、賑わいも増してくるものと思われます。

この部分における都市計画道路津海岸御殿場線に係る土地等については、現在のところ支障となる物件等も少なく、地価等に関しても、事業費として比較的安価に取得できると思われますので、検討願います。

#### （4）U・I・Jターンの促進について

若者を中心として、大都市圏への人口流出が進む中、U・I・Jターンの促進を図るため、津市においては「津市ふるさと就職活動応援奨励金制度」や「津市ふるさと就職新生活応援奨励金制度」などを実施されています。当会議所にあつても、新卒大学生に対し、大学生と市内企業との懇談会や合同就職説明会を開催しています。

つきましては、U・I・Jターンの促進を図るため、次の事項について要望します。

ア 「津市ふるさと就職活動応援奨励金制度」及び「津市ふるさと就職新生活応援奨励金制度」の継続と、市外・県外に在住の新卒大学生を雇用した場合における小規模事業者等に対する支援策の実施

イ 市外・県外（特に東京及其周辺の周辺）から津市へ、就職、結婚、子育てその他より良い住環境を求めての居住のために転入された若者を中心にした方々に対する課税や祝金、奨励金等に係る優遇策の対応

ウ 地元津市に愛着が持てるよう、小・中学校等において郷土愛を育むような教育の積極的な促進

#### (5) 障がい者雇用の促進及び早期離職防止について

国は、障がい者が一般の労働者と同様に、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」の実現を目指し、障害者雇用促進法を改正され、民間企業ベースで2018年（平成30年）4月1日から法定雇用率を2.0%から2.2%に引き上げ、さらに2021年4月になるまでには0.1%を引き上げ2.3%とすることとされています。

当会議所においても、事業主向けの障がい者雇用ガイドブックを作成し、雇用に関する取組や各種の助成・支援制度に係る情報を発信しています。

しかしながら、各事業所では「障がい者を雇用できる職場環境にない」、「雇用したいけれどノウハウがない」、「ニーズに見合う人材と出会えない」、「どの部署でどんな仕事をしてもらおうか見当がつかない」などや、仮に採用できた場合でも、互いの情報不足によるミスマッチや、現場でのコミュニケーション不足が生じてしまい、早期に退社してしまうケースも少なくないとしています。

このため、国等の関係機関においては、障がい者雇用等の普及のため、特定求職者雇用開発助成金制度、トライアル雇用助成金制度や、早期離職防止対策として職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援制度等の各種制度を実施しています。

つきましては、各事業所が障がい者雇用等を円滑に推進するとともに、早期離職者の防止を図ることができるよう、各種の助成・支援制度等の周知等、積極的な対応を図るよう要望します。

## 2 女性の社会進出、子育て及び次世代育成

### (1) 女性の社会進出及び子育て支援について

総務省が平成30年9月に発表した同年8月の労働力調査によると、人手不足等を背景に、各事業所においては、その社員採用に係る対応も活発化し、15歳から64歳までの女性の就業率は、70.0%と過去最大となりました。

また、津市にあっては、待機児童の解消等を図るため、こども園の設置等に鋭意取り組まれているところでもあります。

今後も、女性がその能力と特性を十分に発揮できるよう、職場と家庭の両立等のための職場改善や、環境の整備等に対する支援及び管理的立場において活躍できる能力の開発やキャリア形成に係る支援等について、積極的に取り組むよう要望します。

## (2) 各種検定事業の普及・促進について

当会議所では、日本珠算連盟との連携により、「そろばんグランプリジャパン」や「あんどんコンクール・そろばんコンクール」などの競技会や、簿記検定を始めとする様々な検定試験を実施しており、その中で津市内に在住する小・中学生が学年別で全国1位になったり、高校生においても日本商工会議所主催の簿記検定の1級に合格したりして、かなり活躍しています。

このほかにも、日本漢字能力検定、実用数学技能検定、アマチュア無線検定、パソコン検定、手話技能検定などにおいて、小・中学生等が受験できるものが沢山あります。

については、津市の将来を担う子ども達が、各種の検定試験や様々な競技会に参加し、その能力・技術の向上を図るため、津市内の小・中学校における各種検定試験等の紹介や「そろばん」等に係るクラブ活動の設置・取組などについて検討願います。

## 3 防災等

### (1) 地域強靱化について

今後発生し得る危機的事象として、南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害等が懸念されますが、これらに備えて国や地域、企業に対しては防災や事業継続などの面から「強靱さ」が必要とされる中で、強くしなやかな国民生活の実現を図る観点から、防災・減災等に資する「国土強靱化基本法」が平成25年12月11日に施行され、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」が求められています。

特に、国土強靱化計画の実現には、国、地方公共団体及び民間企業が一丸となって取り組むことが必要です。

ア このため、災害発生時に人員や物資など緊急輸送に係る交通が確保されるよう、伊勢自動車道などの高速道路や中勢バイパスなどの国道と、一体となった道路ネットワークの形成に向け、都市計画道路などの市管理道路等の早期の整備・供用に向けた取組、さらには未事業化区間の早期事業化を推進されるよう要望します。

イ また、緊急輸送道路等の整備及び同道路に係る橋梁等の耐震対策や長寿命化対応を推進されるとともに、迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開基地の整備及び道路構造の強化に取り組まれるよう要望します。

ウ インフラの被災リスクの軽減を図るため、道路の防災や、市街地等における道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、さらには施設の老朽化対策等を着実に推進されるよう要望します。

### (2) 災害時の各行政機関における連絡調整等及び要請対応について

災害時には、各行政機関から地元の建設会社に対し調査、災害応急工事及び道路啓開の実施等の要請があります。この場合に、津市の区域では、基本的に国（国土交通



省)、三重県及び津市の3つの行政機関から要請があるところ、先に要請のあった行政機関への対応を実施した場合には、後から要請のあった他の行政機関に対しては対応ができないのが現状です。

近年の大規模災害が多発している状況を考えると、災害発生時に建設会社の従業員が被災してしまう可能性も大いにあり、その場合には普段よりも少ない従業員数で対応していかなければならないことも想定されます。また、これらの要請の内容も各行政機関によって種々異なってくると、対応もしかねることから、あらかじめ各行政機関相互に連絡調整等を行うとともに、警察、消防及び自衛隊との調整も含め、各行政機関にあつては各要請の内容を共有した上で、これらの要請をされるよう検討願います。

### (3) 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化等に対する救済措置について

三重県地域防災計画に定める第1次緊急輸送道路については、耐震診断を義務付ける道路として指定されたことから、同道路の沿道における一定の対象となる建築物にあつては、耐震診断を行うことが義務付けられ、その結果、耐震性に関し、基準を満たさない場合は、耐震補強等を実施しなければなりません。

耐震診断のみの補助制度は有りますが、その耐震化対策や建替え等については、補助制度はなく、自己負担により実施することとなり、莫大な費用が強いられます。

このことについて、津市として、補助制度等、何らかの救済措置の対応を実施されるよう要望します。

## 4 社会貢献活動

### 津まつりへの補助金等の支援について

津まつりは、津市の一大イベントとして、多くの人でにぎわい、毎年開催日の2日間で市内・外から25万人を超える来場者があります。

当会議所も、津まつり実行委員会からの委託を受け、ポスターやガイドブック等の作成等に係る広報活動と、フェニックス会場エリアでの管理運営を行っています。また、管理運営を行う側として、トイレ・休憩スペースの協力事業所・店舗の募集やボランティアによる警備員の増員等、工夫し対応しています。

昨年度も音響及び照明に係る課題、警備に係る課題等から、津まつりへの補助金の増額を要望しましたが、残念ながら増額はなく、これらの課題は未解決のままであり、さらに物価上昇等もあり仮設トイレの数について、昨年度に比し減じざるを得ない状況になりました。

については、市民等の皆様に、安全で安心して津まつりに参加いただき、あるいは津まつりを観覧いただくために、補助金の増額も含めた対応策の検討を要望します。

## 5 中小企業・小規模事業者への支援事業の推進

### (1) 市内商工業者への優先発注について

商品の流通については、基本的に製造業・生産者から卸売業、そして小売業を経て消費者へと流れます。

このうち、卸売業にあつては、調達販売機能、在庫調整機能、物流機能、情報伝達機能、金融機能及び危険負担機能を有し、小売業にあつては、※アソートメント機能、品質のチェック機能、生活の快適性を提供する機能等を有しており、これらの機能は、商品等を混乱させることなく、流通させ、消費者までお届けするためには不可欠なものと言えます。

しかしながら、卸売業及び小売業を取り巻くビジネス環境は、インターネット通販の拡大、物流コストの高騰、人手不足の深刻化等から、今後にあつてはより一層厳しくなることが予想されます。

津市においては、津市物品購入等契約基準に基づき、市内本店業者を優先的に選定いただき、契約の相手先にも、市内本店業者を活用する等の積極的な対応も図っていただいております。

市内本店業者への発注は、地域の商工業の発展、ひいては地域の活性化・振興につながることから、その優先発注について、引き続きよろしく取扱いの程お願いします。

※ 「アソートメント機能」とは、消費者等が欲しいものを欲しいときに買うことができるように商品を組み合わせることをいう。

## (2) 入札・契約制度の見直し・是正について

ア 津市の入札に係る最低制限価格の設定については、基本的に津市から既に公表されている算式に基づいて行われますが、同時に当該設定については「必要と認められる場合は、工事及び業務の技術上の難易その他の条件を考慮して、増減調整できる」とされ、このため、実際の設定に当たっては、ほとんどにおいて、当該増減調整がなされて、最低制限価格の設定が行われています。そして「その調整の内容については、適正な競争を阻害するおそれがあることから非公表」とされ、入札制度の透明性は、進展のないところです。

また、当該増減調整を経て、設定された最低制限価格については、かなりの入札の案件において、入札者の半数以上が最低制限価格を下回って、失格となり、結果として高止まり価格による落札となるケースがあり、その落札者の中には受注に意欲の高くない入札者や類似工事に関し経験の少ない入札者も、度々見受けられます。

こうしたことは、納税者たる市民の立場からも、また持続的発展が求められる建設業界のためにも、改善されるべきことであり、今後の方向性や対応についてお示し願います。

また、当該増減調整が行われた場合には、その根拠、考え方等について、事後を含め公表されるよう要望します。

最低制限価格制度については、これまでの提案・要望に対する回答によると、「他市等の状況を参考に検討する」とのことでしたが、現時点での進捗状況についてお示し願います。

イ 入札に際して業者は、工事費を積算し、最低制限価格に係る算式及び落札情報等により増減調整に係る金額を類推し、最低制限価格ギリギリを目指して、鎚を削り

入札を行っているのが現状です。増減調整に係る金額については、直近において落札された工事金額により調整額を推測したりなどして、入札に参加しますが、津市においてその増減調整の考え方、手法等に変化があったりなどすると、入札者の半数以上の業者が最低制限価格を下回り、失格となる事態となったり、また一定の業者に偏った受注が生じたりするなど考えられます。

このため、前提となる要件として、企業における日頃の努力が工事受注に反映されるよう、その施工能力、実績、積算能力等について、真に見極めた上での入札制度へと改善されるよう要望します。

ウ 昨年度も要望いたしました。市町村合併から13年が経過し、津市として一体感の醸成も一層進展する中、合併時当初における弾力的対応の観点から、取り入れられた地域（10合併市町村）区分ごとの入札・契約制度については、現在では各地域ごとに工事等の発注数や、業者数などに相当格差が出てきており、基本的に税財源により賄われる予算においては、決して公平・公正な制度であるとは言えないところです。このため、この地域区分ごとの入札・契約制度については、段階的、あるいは暫定的な方策を含め、1日も早く見直し、是正されるよう要望します。

また、昨年度の回答において、関係団体と意見交換をしながら、検討を行う旨の回答を頂いておりますが、その進捗状況についてもお示し願います。

### (3) 主任技術者等の常駐確認について

建設工事の施工においては、津市建設工事執行規則第20条第3項の規定により現場代理人が常駐するとともに、建設業法第26条及び津市工事請負契約約款第10条の規定により主任技術者及び監理技術者を置かなければならないとされています。

三重県においては、県職員及び補助員が現場へ出向き、現場代理人及び主任技術者等が常駐しているか常に確認がなされています。このことは、建設工事の品質確保等の上から重要な事項であると考えます。

津市におきましても、三重県同様に市職員により、あるいは外部委託を用いてでも、現場代理人及び主任技術者等による現場管理の体制の確認について、入念に行っていたくよう要望します。

### (4) 人材不足対策に向けたIT・IoT等の推進について

少子高齢社会や労働人口減少社会が進展する中での人口減少時代は、中小企業・小規模事業者においては、今後ますます業務の効率化や生産性の向上、新たな販路開拓などに取り組むことが求められ、そのためにはIT・IoTや人工知能(AI)、ロボット等への取組は、ますます必要不可欠なものになると推察されます。

しかしながら、人手不足の解消等につながると言われているIT、IoTや人工知能(AI)、ロボット等の仕組や活用方法について、中小企業・小規模事業者には、詳細が周知されていないのも現状と考えます。

つきましては、人手不足の解消や、将来におけるものづくりの推進及び新しいサービスの開発・展開のためには、IT・IoT等の活用は避けて通れないところであり、これらに係る説明会や展示会の開催等について支援願います。

## (5) キャッシュレス決済の普及について

少子高齢化社会等が進む中での人口減少時代への突入については、生産性の向上は喫緊の課題であり、キャッシュレス化の推進は、消費者の利便性の向上及び消費の活性化につながるなど様々なメリットが期待されています。

しかし、キャッシュレスの導入のためには、決済端末などの設備が必要となりますが、事業者の多くは、その導入にはまだまだ課題が山積している状況です。さらに、クレジットカード等の手数料が高く、また、キャッシュレスによるポイント還元についても、それにより手数料が発生すれば、2%セーブしようとしても、小売事業者においてはそれ以上（例えば3%台）の手数料を取られてしまい、何をやっているのかよく分からなくなります。

つきましては、キャッシュレス決済の普及に伴うリスクが、中小企業・小規模事業者や大企業間において平準化し、地方創生や企業の競争力の強化に役立つような対策を実施するよう、国等に働きかけていただくよう要望します。

## 6 まちの活性化支援の推進

### (1) 商店街等の空き店舗に係る活性化対策について

津市においては、商店街等の空き店舗の解消を図り、商店街等の活性化及び商環境の向上を推進することを目的として、商店街振興団体等との連携のもと、商店街等の空き店舗を借用して新たな店舗や集客に役立つ施設等に活用する場合には、これに係る経費の一部を補助する「商店街等新規創業支援事業」を実施されてきており、当会議所においても、これにかかわって出店の相談や経営計画に関し専門家の派遣等を行うなど、商店街等の振興及び地域の活性化のために鋭意努めてきています。

同支援事業については、従前は「中心市街地空き店舗等出店事業」と称していたもので、改装費のみを補助の対象とし補助限度額を150万円として運営され、平成25年度をもって廃止されたことから、平成26年度から「商店街等新規創業支援事業」として、改装費の補助限度額を300万円とするとともに、新たに店舗等のための賃借料が補助の対象に加わり、当該賃借料の補助限度額を月額7万円とする内容が設定され、同年度には改装費の補助が6件及び賃借料の補助が17件、平成27年度には改装費の補助が3件及び賃借料の補助が14件と順調であったところ、平成28年度には、より多くの空き店舗等を商店街に誘致し活性化を図るため、改装費の補助限度額を150万円及び賃借料の補助限度額を月額6万円に引下げの改正をされ、その結果は、改装費の補助が5件及び賃借料の補助が18件、平成29年度は改装費の補助が2件、賃借料の補助が15件と、その利用はやや減少傾向となったものの、賃借料の補助にあっては概ね好調のようにもうかがえます。

つきましては、同支援事業について、改装費及び賃借料の補助制度として改正されて以降、今年で5年目を迎えていることもあり、今一度、その内容について十分に精査・検討され、さらには見直し等を含め的確に対応いただいて、空き店舗の更なる解消を図り、地域の活性化を推進するため、同支援事業に係る次の事項について要望します。

- ア 当該改装費に係る補助率又は補助限度額の引上げ
- イ 当該賃借料に係る補助の対象件数（予算額）の増大及び補助限度額の引上げ
- ウ 商店街だけでなく、津市内にある空き地、空き店舗等も利用できるような補助制度への拡大
- エ 応募期間の延長又は応募期間を設けない随時の受付の対応
- オ 改装費及び賃借料の補助だけでなく、空き店舗の活用に係る検討等、空き店舗の更なる解消策への対応等

(2) 津インターチェンジ周辺地区を始めとする新都心軸の振興について

津インターチェンジ周辺地区は、その一部が優良農地に当たり、昨年度における津市の見解によると、同地区（当該優良農地）に係る農地転用については難しいとのことであります。

しかし、津市都市マスタープランにおいては、「交流拠点である津インターチェンジ周辺及び津なぎさまち周辺から、都市拠点である津新町駅、大門・丸之内周辺地区へ誘導する（都）津港跡部線を新都心軸と位置付け、2つの交流拠点と中心部である都市拠点との交流機能の充実に努めます。」とされる中で、伊勢自動車道に係る津インターチェンジの周辺地区にあつては、中勢バイパスも通り、市外はもとより県外への往来の中心として、また中心市街地及び津なぎさまちへとつなぐ幹線道路（新都心軸）の一角として極めて重要な地点で津市のまちづくりのためには、見逃すことのできない、特に有望な立地環境となっております。

また、津インターチェンジ周辺地区に存する津市産業・スポーツセンターにあつては、今年開催されたインターハイには13万人が訪れ、当該施設の利用に係る稼働状況も良好であり、今後、MICEの誘致及び各種のイベントの開催による集客も大いに期待されるところであります。

- ア このため、津インターチェンジ周辺地区を始めとする、いわゆる新都心軸においては、行政としてまちづくりを責任をもって進める立場から、将来的にも津のまちにおけるどのような産業について、その方向性等を見込んでいるのかお示し願います。
- イ また、新都心軸として、津インターチェンジ周辺地区の発展の方向性等と連動して、中心市街地及び津なぎさまちの活性化等については、どのように対応し、津のまちづくりの展開を図られるのかお示し願います。
- ウ 津インターチェンジ周辺地区については、津市都市マスタープランでは、「・・・現在の法制度下においては極めて限定的な土地利用しかできない状況にあります。この

ため、関係法令などの動向を注視しつつ、国・県に対し柔軟な土地利用が可能となるよう、規制緩和や抜本的な法令改正を要望してまいります。」と記載されていますが、具体的にどのような要望をされ、その結果はどうであったかお示し願います。

エ 津市都市マスタープランでは、「・・・土地利用調整などの必要な条件を整えば、地域の実情に応じた土地利用の実現に向けた取組を進めるとともに、本市の持続的な発展のため必要がある場合は、都市計画の見直しを検討します。」と記載されていますが、いずれにしても、必要な条件付けはあるものの、これまでとは異なった土地利用に係る取組を進めることを宣言されていますので、当該取組の内容や方向性については、現時点でどういうことなのか、また記載の「本市の持続的な発展のため必要がある場合」とは、どのような場合なのか、具体例を含めお示し願います。

## 7 まちの魅力の向上に係る連携の推進

### (1) 屋外型の公認スポーツ施設の設置・整備について

津市においては、屋内スポーツ施設である津市産業・スポーツセンターの開設を始め、津市体育館跡地への駐車場の整備、津市民プール跡地へのテニスコートの整備等を鋭意進めていただいているところですが、サッカーグラウンド等、大規模な大会の開催等にも対応できる屋外型の公認スポーツ施設の更なる設置・整備について要望します。

### (2) 中勢バイパスの渋滞緩和及び関連道路の整備について

中勢バイパスの津市野田～大里窪田町間の慢性的な渋滞は、継続的に暫く続くと思われる。この渋滞の緩和に向けた今後の対策等についてお示し願います。さらには中勢バイパスへのアクセス道路及び関連の道路の整備促進について、昨年度頂いた回答では、都市計画道路の未整備路線の策定を平成30年3月に行うとのことでしたが、都市計画道路等の早期の着手に関してその後の整備の方向性等について、お示し願います。

### (3) 垂水交差点付近の渋滞緩和対策について

これまでも提案・要望しております垂水交差点付近の渋滞緩和への対応策については、国土交通省からは先に「中勢バイパスの津工区が供用にされたことにより渋滞が緩和され、さらに鈴鹿・津工区（7工区）が供用を開始すれば、交通転換により、更なる渋滞の緩和が図られる」との回答を頂きました。

さらに、三重県からは「道路改良事業につきましては要望箇所が多く、予算も限られていることから、交通量や必要となる用地の状況、地元熟度等を勘案し、優先度の高い箇所から順次整備を行っております。現状で、当該箇所の早期事業化は困難な状況となっております。」との回答を頂きました。

しかしながら、当該交差点は、国道23号と県道114号線上浜高茶屋久居線とが斜めに交わる四差路交差点で、朝や夕方の通勤時間帯には渋滞が見られ、深夜と早朝にはトラックの交通量も大変多く、車両相互の事故を始め、人対車両などの事故が多

く発生している地点です。車両だけでなく歩行者や自転車の交通量も大変多いため、道路の立体交差化など抜本的に改善いただきますよう要望します。

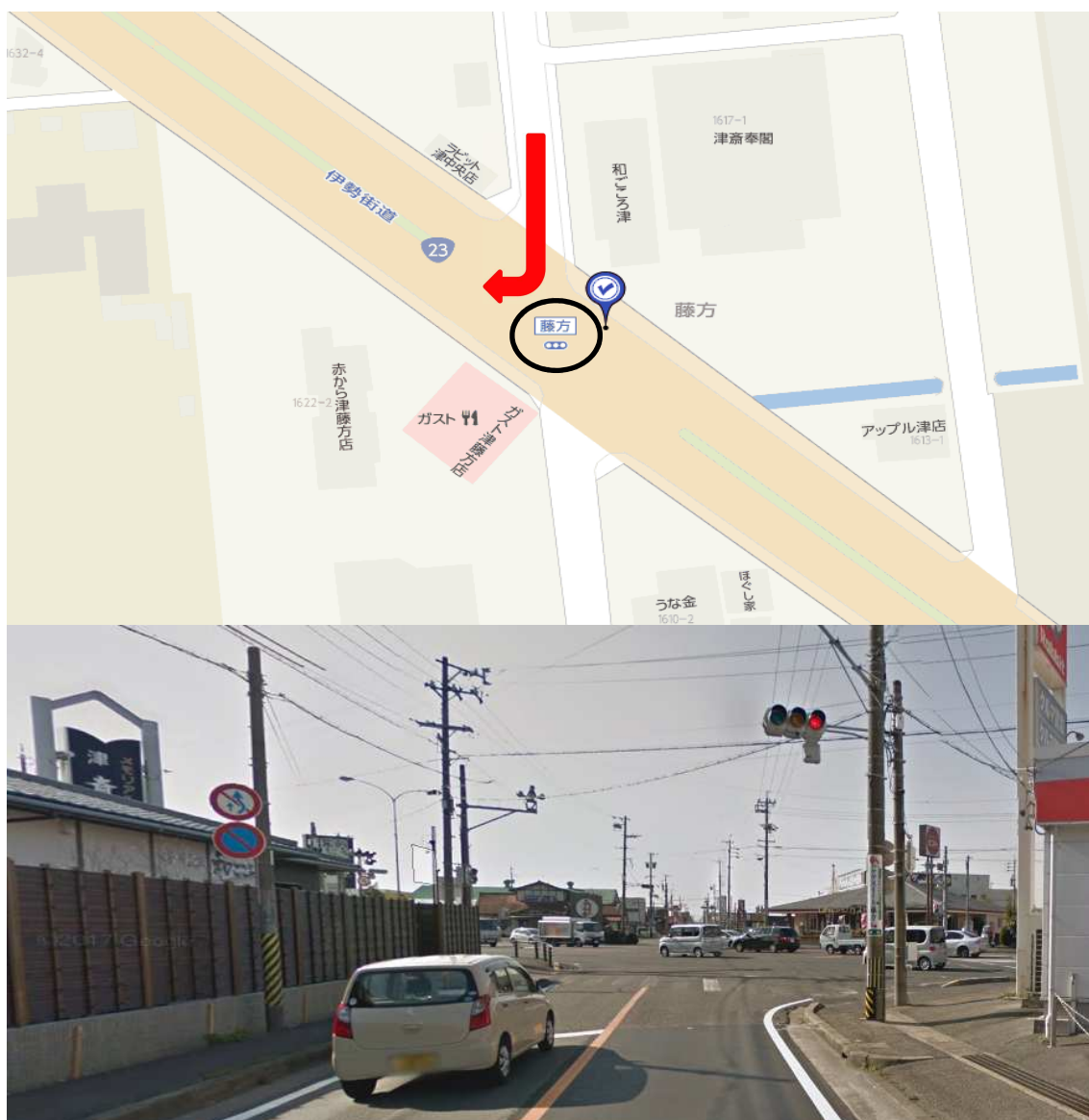
(4) 藤方交差点付近の渋滞緩和対策について (図1-①)

藤方交差点 (国道23号と市道塔世橋南郊線との交差点) においては、結城神社方面から当該市道を南進して、国道23号へ進入し右折する場合には、当該市道 (対向車線) は北進する交通量も多く、朝夕の時間帯には渋滞もみられます。

さらには、当該信号機は当該右折のための矢印信号が設置されていないため、「黄」色から「赤」色に変わると同時に右折する車両と当該北進 (直進) する車両 (対向車両) とが接触する危険性が非常に高く、大変危険な状況です。

このことから、安全・安心の確保を図るため、当該交差点における信号機の時間差等による調整を行うか、また矢印信号機を設置いただくなどの対応を要望します。

(図1-①)





(5) 高茶屋小森交差点に係る安全対策について (図1-②)

高茶屋小森交差点(国道23号と市道高茶屋小森第2号線との交差点)においては、工場等が集積する鉄工団地や中部運輸局三重運輸支局方面から西進して、同交差点へ進入し右折する大型車両や、通勤、買物等による車両が多いため、右折レーンを長く確保しての渋滞緩和等に係る対策がなされています。

しかしながら、これに対応する同交差点の信号機は、国道23号を超えた対面する西側道路に1基のみの設置であり、後続車両から当該信号機が非常に見えづらく大変危険です。特に、大型車両が当該交差点で停車している際には、西側道路に設置された当該信号機だけでは、信号の変わり目などが全く見えない状況です。

このことから、安全・安心の確保のため、大型車両の後続車両や後方からの車両にも信号機が見やすく、確認できるよう、東側等の近くの場所にも新たに信号機を増設いただきますよう要望します。

(図1-②)



(参考)

写真① 信号機が隠れて認識できない。





写真② 写真①の交差点部分を拡大。西側の信号機の背面は確認できる。



写真③ 2 3号側の信号機はそれぞれ2基ずつ設置されている。



写真④・⑤ 当該交差点と交通事情や状況が似た市道754号津香良洲線では、西側に2基と、東側（右折用）に1基の合計3基設置されている。



(6) 県道津芸濃大山田線の東古河交差点の右折レーンと右折矢印信号機の設置について  
これまでも提案・要望しております県道津芸濃大山田線の東古河交差点の右折レーンと右折矢印信号機の設置については、三重県から、「要望箇所が多く、限られた予算から、交通量や必要用地の状況、地元熟度等を勘案し、優先度の高い箇所から順次整備を行っており、当該箇所の早期事業化は優先順位的にも困難な状況である。また、当該交差点にある古河の大イチョウ（樹齢約400年）は、津の街が空襲で焼かれた時、その巨木にも火の粉が降り、過酷な歴史を生き抜いた経緯もあることから、伐採して交差点を改良するのは、困難である」との回答を頂いております。

しかしながら、当該交差点については、津インターチェンジ方面から東進してきた場合に、右折車と東方面からの対向直進車で絶えず混在し、渋滞を招くほか、接触事故が発生する危険性も非常に高く、市民や来訪者の皆様には、非常に迷惑がかかっており、上記回答にある過去の歴史への思い入れから困難（下線部分）とされるのは、現在に生き、生活する人達の命を危険にさらすことであって、あってはならないもので、種々の対応策を積極的に実施してこそ、行政の真価であります。

特に、津インターチェンジ付近に平成29年10月には、津市産業・スポーツセンターも整備されたこともあり、市内外からの来訪者の行き来もかなり増加しています。

このため、県都たる津市の新都心軸を構成する最も重要な幹線道路（津インターチェンジ—中心市街地—津なぎさまち）として、安全・安心の確保の上から、当該交差点の改良を早期に実施されるよう要望します。

(7) 環境対策等の推進による電気自動車等のインフラ整備について

平成29年度の提案・要望に対し津市からの回答では、電気自動車用急速充電器が平成28年4月に「道の駅津かわげ」に、平成29年4月には「道の駅美杉」に設置が完了しており、さらには市内には自動車販売店のほかスーパーマーケットやコンビニエンスストア等、約50か所の電気自動車用充電スタンドが整備されているとの回答を頂きました。

電気自動車等の普及促進は、環境対策等の推進につながることから、そのインフラとなる公共充電施設の更なる増設を図るとともに、引き続き非公共部分での充電インフラの整備の一層の促進に取り組んでいただきますよう要望します。

(8) 阿漕駅南側踏切（JR紀勢本線）に係る道路の立体交差化等と市内鉄道駅の踏切遮断時間の改善について

JR紀勢本線の阿漕駅南側踏切に係る道路は、津地区及び久居地区の中心街をつなぐ幹線道路であり、朝夕の通勤時間帯などには、国道23号大倉交差点付近から青谷付近まで、上下線とも渋滞することから、立体交差化も含めた抜本的な改善に取り組んでいただきますよう要望します。

また、JR高茶屋駅、阿漕駅及び一身田駅等の前後の踏切信号機システムには、過度に長い時間、これらに係る道路を遮断することから、その交通渋滞を少しでも緩和

するため、列車種別による踏切制御など踏切システム（遮断機）の高度化を推進されるよう、三重県鉄道網整備促進期成同盟会とも連携されるなど、対応の程お願いします。

#### （9）津の海岸の管理・保全について

白砂青松で有名な津の海岸（御殿場海岸等）は、伊勢の海県立自然公園に指定され約17kmに及ぶものであり、潮干狩り、海水浴、たて干など、県内外から大勢の観光客で賑わっています。

当地は、国の直轄海岸保全施設整備事業として、2023年度を完成目標として堤防工事が実施されていますが、中世の時代から安濃の松原と呼ばれ、松林が続く海岸線は、歌人等の賛美的となった勝景であり歴史ある海岸であります。また、最近は、絶滅が危惧されているウミガメが産卵に来るなど美しい砂浜であります。

このように、津の海岸（御殿場海岸等）は、多くの観光客が訪れる観光資源であり、優れた景観を有するものであることから、当該堤防工事の整備完了後には、永い歴史を持つ白砂青松の津の海岸として、松の植栽や海岸美化など、次世代に継承するための管理・保全に係る取組を実施されるよう要望します。